

# 山口大学共同獣医学部同窓会 青山会 会則

## 名 称

第1条 この会を山口大学共同獣医学部同窓会(青山会)と称する。

## 目 的

第2条 この会は、会員相互の親睦を図り、併せて山口大学共同獣医学部、大学院共同獣医学研究科の発展に寄与することを目的とする。

## 会 員

第3条 この会は、各号に掲げる者に入会資格を与え、下記の者で入会を希望した正会員と準会員を以て組織する。

- 正 会 員

山口県獣医畜産専門学校卒業生

山口大学農学部獣医学科卒業生

山口大学共同獣医学部卒業生

山口大学大学院連合獣医学研究科修了生

山口大学大学院共同獣医学研究科修了生

山口大学農学部獣医学科旧教員

山口大学共同獣医学部現・旧教員

山口大学大学院連合獣医学研究科現・旧教員 山口大学大学院共同獣医学研究科現・旧教員

- 準 会 員

山口大学共同獣医学部在校生

山口大学大学院連合獣医学研究科在校生

山口大学大学院共同獣医学研究科在校生

## 本部及び支部

第4条 この会の本部は、山口大学共同獣医学部内に置き、支部を必要の地に置く。  
支部に関しては別に定める。

## 役員及びその任務

第5条 この会に次の役員を置く。

- 名誉会長（学部長を推挙する）
- 会長 1名  
会長は、この会を総轄する。
- 副会長 若干名  
副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任にあたる。
- 常任幹事 若干名
  - (1) 常任幹事は、山口大学共同獣医学部および共同獣医学研究科常勤の正会員とし、会長が委嘱する。
  - (2) 会長は、常任幹事の中から常任幹事長を指名する。常任幹事長は、常任幹事会を総轄する。
  - (3) 常任幹事は、会長の命を受けて会務を分掌し、会の運営にあたる。
- 幹事 若干名  
幹事は、各支部の代表者及び推薦者とする。
- 会計監事 若干名  
会計監事は、原則として年1回、会費の運営状況に関して監査する。

## 役員を選出

第6条 この会の以下の役員は、総会において選任し、任期は、原則として、総会を開催した翌年度の4月1日から、次回総会開催年の年度末までの4年とする。

- 会長、副会長  
会長、副会長は、会員の中から選出し、総会で承認する。
- 会計監事  
会計監事は、近隣支部の推薦者若干名及び常任幹事の中の1名を総会で選任する。

## 会議及びそれに付議する事項

第7条 この会を運営するに当たり、以下の会議を開催する。  
会議において議決を要する場合は、出席者の3分の2以上の決議をすることによる。

- 総会
  - (1) 総会は、会長が会員を招集し、原則として4年毎に開催する。  
ただし、会長が必要と認めた場合は臨時総会を開催することができる。
  - (2) 総会の議長は、出席者から選出する。
  - (3) 総会に付議し、決定する事項は次のとおりとする。
    - イ 会務の報告

- ロ 決算
- ハ 会則の改正
- ニ 役員の選任
- ホ その他重要事項
- 常任幹事会  
常任幹事会は、会長もしくは常任幹事長が、必要に応じて会長、副会長、常任幹事等を招集し、会の基本方針及び活動方針を審議し立案する。
- 幹事会  
(1) 幹事会は、会長が必要に応じて幹事を招集し、常任幹事会で審議立案された事案の遂行にあたる。  
(2) 緊急を要する事項が生じた場合は、会長が幹事を招集して幹事会を開催し、当該事項の審議にあたる。この場合に限り、総会の議決を経ずに決定することができる。  
ただし、幹事会開催後の直近総会において報告するものとする。

## 会費及びその納入方法

第8条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

会費の徴収は、次のとおりとする。

- 会 費
  - イ 入会金 1万円(すでに専門学校, 農学部, 連獣等で入会金を支払ったものは免除する)
  - ロ 会 費 年額1千円を基本とするが, 総額2万円になった時点で終身会員とする。終身会員の証は会員名簿に記載する。
- 納入方法
  - イ 入会金は、入学時に納入する。
  - ロ 会費 20,000円は一括納入あるいは分割納入することができる。納入時期は随時とする。  
会計関係に関しては別に定める。

## 会報

第9条 本会は、会員相互の連絡を緊密にするため、会報を発行する。

- 会 報  
会報は、原則として毎年発行する。

- 会員名簿  
冊子体では発行しない。

## 附 則

この会則は平成30年3月19日より施行する。